

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	80

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉業務全般を行う職員の費用負担 旅費(93千円)及び研修等にかかる負担金(69千円)等 ○戦没者遺族等への援護 戦没者追悼式の開催(500千円)、原爆被爆者検診旅費の助成(137千円) ○福祉基金の積立て及び運用 福祉基金積立金(1,000千円) ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の実態把握業務の実施 福祉関係実態把握委託料(6,722千円) ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バスの管理等 運転業務委託料(12,422千円)、燃料費(389千円)、修繕料(300千円)等 福祉団体等への貸切バス利用料の補助(1,600千円)※平成29年度～ ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助(32,320千円) 人件費5名、ボランティアセンター運営費、雇用準備資金貸付事業費 ○更生保護を行う保護司会及び更生保護女性会、遺族連合会の活動支援 保護司会、更生保護女性会、遺族連合会への団体補助(1,075千円) ○救護者のいない旅行中の急病人や引取り者のいない死亡人に対する縁故者にかわる援助 行旅死亡人取扱等措置費(葬祭費等、官報掲載料) 474千円
事業の 目標・計画	<ul style="list-style-type: none"> ●戦没者遺族等への継続的な支援を行う。 ●福祉基金の積立て及び適切な運用を行う。 ●民生委員・児童委員と連携し、地域福祉の実態把握調査を引き続き行う。 ●福祉団体等の活動支援として市が保有する福祉バス2台の運行及び管理を適正に行うとともに、利用団体のニーズにより、福祉団体等貸切バス利用料補助金の活用を図る。 ●犬山市社会福祉協議会、犬山保護区保護司会、犬山市更生保護女性会、犬山市遺族連合会への団体補助を行うことで地域福祉の推進と向上を図る。 ●行旅死亡人があった場合については、法に基づいて葬儀の執行及び諸手続きを行う。

II : 個別事業内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源 の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
社会福祉総務事務	865	39	0	6	820	95%
福祉基金積立金	1,000	0	0	1,000	0	0%
民生児童委員	6,868	0	0	0	6,868	100%
福祉バス管理	14,984	0	0	0	14,984	100%
社会福祉協議会	32,320	0	0	0	32,320	100%
地域福祉活動支援	1,112	0	0	0	1,112	100%
行旅病人死亡人援護	474	474	0	0	0	0%
合計	57,623	513	0	1,006	56,104	97%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	82

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者自立支援
事業目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの給付等を行うことにより、障害を持つ人が自立して地域や社会の中で生活していくための支援をすることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。 ●主な事業内容 ○障害者支援の庶務及び組織運営 障害者計画推進委員会及び自立支援協議会の運営、認定審査会委員報酬 ○障害者総合支援法第77条に基づき地域の実情に応じて行う障害者支援事業(統合補助) ・日常生活用具給付・移動支援等の地域生活支援事業にかかる扶助費等 ・H31年度より地域活動センターの委託方法変更予定 ○障害者総合支援法に定められた障害者支援に対する給付(国1/2、県1/4) ・生活介護給付、就労継続支援A・B型給付、障害児給付等 ・H30年度より制度の見直しあり(新サービス追加や自己負担額軽減制度開始予定) ○障害者支援に係る医療費給付(国1/2、県1/4) 自立支援医療費、療養介護医療費等 ○軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となる軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成(3件、150千円) ○H30年度新規で障害者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置委託。 複合化・複雑化した課題に対応するため、専門知識・技術をもつ複数の相談員で対応できる実施機関の設置。
事業の目標・計画	法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。 また、障害者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにて、複合化・複雑化した課題に関係機関との連携を図り対応するとともに、障害者自立支援協議会の事務局運営を行う。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
障害者福祉事務	5,219	0	0	0	5,219	100%
障害者地域生活支援	48,289	17,115	0	0	31,174	65%
障害者自立支援給付	1,133,948	850,460	0	0	283,488	25%
障害者自立支援医療給付	23,556	17,554	0	0	6,002	25%
障害者支援(県制度)	7,539	3,089	0	0	4,450	59%
障害者基幹相談支援センター	19,967	7,223	0	12,744	0	0%
-	-	-	-	-	-	-
合計	1,238,518	895,441	0	12,744	330,333	27%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	84

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者支援団体活動補助
事業目的	障害者団体の活動を支援し、自立の促進と活動の活性化に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市身体障害者福祉協会が行う社会参加の促進と自立更生援護の活動(160千円) ○犬山市心身障害児(者)父母の会が行う各種相談事業、療育事業、文化活動等の実施(160千円) ○尾北精神障害者家族会犬山支部が行う研修会、文化活動を通して行う啓発活動(30千円)
事業の 目標・計画	障害者団体が、自立して活動している。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源 の割合
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
障害者支援団体活動補助	350	0	0	0	350	100%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	350	0	0	0	350	100%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	84

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者給付
事業目的	障害者(児)ゆえの精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当等を支給することにより、障害者(児)の生活の安定を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス、地域生活支援事業以外の給付、サービスに対する支援を行う。 ●主な事業内容 ○特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付 特別障害者手当等給付費(国3/4、県加算分は10/10) ○障害者手帳受給者に対して市単独の障害者扶助料を給付 重度2,600円/月 中度2,300円/月 軽度1,300円/月 ○障害者タクシー利用料の助成 重度の障害者48枚/年のタクシー利用券を交付 ○理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成 重度の障害者に6枚/年の理美容利用券を交付(12件 48千円)
事業の目標・計画	<ul style="list-style-type: none"> ○特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を行う。 ○障害者手帳受給者に対して市単独の障害者扶助料給付を行う。 ○障害者タクシー利用料の助成を行う。 ○理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成を行う。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
福祉手当給付	29,578	23,056	0	0	6,522	22%
福祉手当給付(市制度)	99,075	0	0	0	99,075	100%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	128,653	23,056	0	0	105,597	82%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	5	福社会館運営費	89

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	福社会館
事業目的	福社会館の運営及び管理を適正に行うことにより、市民の生活相談、市民の文化教養の向上及び福祉の推進に関する事業及び会議室の供与といった福社会館設置の目的を果たす。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 市民の文化教養の向上及び福祉の推進を図るための施設であり、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動拠点でもある福社会館の管理運営を行う。(長寿館及び中央児童館を併設) なお、施設の老朽化により、平成31年度末で閉館する予定であるため、大規模改修はせず、最低限の機能を保持するための維持管理を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○福社会館の運営管理及び維持管理 総合設備管理委託(9,585千円)、受付業務委託(6,418千円)、修繕料(1,000千円)等 ○市民等への会議室の貸館事業 平成27年度実績：会議室利用の約88%が減免利用、延べ利用人数は73,409人 平成28年度実績：会議室利用の約87%が減免利用、延べ利用人数は68,099人
事業の目標・計画	平成32年3月31日で閉館予定のため、市民の文化教養の向上及び福祉の推進に関する活動に資する施設としての機能を損なわないための必要最低限の維持管理及び運営を行う。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
福社会館管理	29,718	0	0	3,291	26,427	89%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	29,718	0	0	3,291	26,427	89%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	9	心身障害者福祉施設運営費	93

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	心身障害者福祉施設
事業目的	障害者等の各種相談に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図るため、地域活動支援センター事業を行う。
事業内容	<p>●全体計画 障害児者の自立支援と重度の障害児者の支援を行う。</p> <p>●主な事業内容</p> <p>○地域活動支援センター「ふれんど」の施設管理 地域活動支援センター事業委託料 ※犬山市身体障害者福祉協会に委託し、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なデイサービス(創作活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション等)を提供する。</p> <p>○心身障害者更生施設「いぶき」の運営管理 心身障害者更生施設運営管理委託 ※まみずの里に委託し、心身の機能の維持向上のための、①運動機能及び日常生活動作の向上に必要な指導、②集団参加の楽しみと自覚を促進する作業及び生活指導、③家庭での療育、保護者の悩み事等の相談並びに必要な助言及び指導、④知的障害者地域交流事業を行う。</p>
事業の目標・計画	<p>○身体障害者活動支援センターの管理運営を行う。</p> <p>○地域活動支援センター「ふれんど」で利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なデイサービスを提供する。</p> <p>○心身障害者更生施設「いぶき」にて、心身の機能の維持向上のための、①運動機能及び日常生活動作の向上に必要な指導、②集団参加の楽しみと自覚を促進する作業及び生活指導、③家庭での療育、保護者の悩み事等の相談並びに必要な助言及び指導、④知的障害者地域交流事業を行う。</p>

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
地域活動支援センター管理	14,877	2,608	0	140	12,129	82%
心身障害者福祉施設管理	17,163	0	0	0	17,163	100%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	32,040	2,608	0	140	29,292	91%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	105

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施することを目的として実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者支援及び生活保護等の実務を行う職員の費用負担 旅費（81千円）、B型肝炎予防接種委託料（76千円） ○生活保護等の適正実施のための総括的事務等 嘱託医・中国残留邦人支援相談員への報償費（1,169千円）、調査に係る通信運搬費（384千円）、医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析委託料（726千円）、生活保護システム運用委託料（1,404千円）等 ○生活困窮者自立支援法の必須事業の実施（相談支援、住居確保給付金） 住居確保給付金給付（360千円） 国庫負担 3/4 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：離職等から2年以内かつ65歳未満で、就労能力及び意欲のある者の内、住宅を喪失又はそのおそれのある者 ・期間：原則3ヶ月（一定条件の下、最大9ヶ月受給可能）を限度 ・給付額：世帯人数により限度額あり ・支援等：住居確保・就労支援員による住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行う。
事業の目標・計画	<ul style="list-style-type: none"> ●他部署や他機関と連携し、生活困窮者に対する相談支援や就労支援、住居確保給付金制度等による「第2のセーフティネット」を機能させることによって、生活保護に至る前の段階での自立を促進する。 ●生活保護制度を適正に実施するための各種調査の実施や医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析を行うとともに、生活保護システムの運用により、事務の効率化と適切な事務処理を行う。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護総務事務	5,005	924	0	0	4,081	82%
生活困窮者自立支援	360	270	0	0	90	25%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	5,365	1,194	0	0	4,171	78%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	3	2	生活保護総務費	105

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 国が定める保護の基準等に基づき被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 被保護者等に対して法律にもとづく扶助費※の支給を行う。(国庫負担 3/4) ※ 1.生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について原則金銭で支給。 2.教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて原則金銭で実費支給。 3.住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに原則金銭で実費支給。 4.医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを原則現物で支給。 5.介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて原則現物で支給。 6.出産扶助：分べんの介助や分べん前後の処置等について原則金銭で支給。 7.生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて原則金銭で支給。(平成17年度より高校就学費がこの扶助により支給。) 8.葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて原則金銭で支給。 9.中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等とその配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施。 10.就労自立給付：就労による自立で生活保護が廃止された者に、収入認定された額の一部を支給。
事業の目標・計画	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護が必要な世帯に対し、国の基準等に応じ、必要な扶助の支給を行う。 平成29年12月31日現在 被保護世帯 258世帯、被保護者数 340人 保護率4.56% (県保護率 10.5%、国保護率 16.8%) ●市内在住の中国残留邦人等に対し、生活保護法の例により必要な支援給付を行う。 平成29年12月31日現在 対象者(世帯)数 1世帯1名

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護等扶助	678,585	534,291	0	2,700	141,594	21%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	678,585	534,291	0	2,700	141,594	21%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	4	1	災害救助費	106

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	災害援護
事業目的	災害により被害を受けた市民や市民の遺族に見舞金又は弔慰金の支給するとともに、災害援護資金の貸付を行うことにより生活の再建を支援することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 災害等発生時に速やかに被災された方に給付を行うとともに、必要な貸付を行う。 災害弔慰金及び災害障害見舞金を適正に支給するために平成30年度より災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に係る審査基準並びに支給に係る審査を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○見舞金の支給及び災害援護貸付の実施。 災害見舞金（150千円）、災害貸付金（3,500千円） ○暴風雨等の自然災害で死亡又は障害を受けた市民に対して災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給。 災害弔慰金及び災害障害見舞金の適正支給のため災害弔慰金等支給審査会を開催 災害弔慰金等支給審査会委員報酬（36千円）7,200円×5人×1回 ○自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活再建のため、災害援護資金を貸付。 災害貸付金（350千円）
事業の 目標・計画	<ul style="list-style-type: none"> ●災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行う。 ●災害弔慰金及び災害障害見舞金が適正に支給されるよう災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に係る審査基準の審議及び支給に係る審査を行う。 ●犬山市災害見舞金支給要綱に基づき、災害により自己の所有する住居に被害を受けた世帯の世帯主に災害見舞金を支給する。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				一般財源 の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
災害援護	3,686	3,500	0	0	186	5%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	3,686	3,500	0	0	186	5%

平成30年度予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
11	1	1	公債費	208

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	災害援護貸付金元金
事業目的	自然災害により被害を受けた市民に災害援護資金の貸付を行った時の元金を償還する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 自然災害等発生時に貸付を行った時の元金の返済を受け入れ、償還する。 ●主な事業内容 自然災害で被害を受けた世帯の生活再建のために行った貸付金の元金を償還する。
事業の 目標・計画	自然災害により被害を受けた市民に災害援護資金の貸付を行った時の元金を償還する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源 の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
災害援護貸付金元金	1	0	0	1	0	0%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	1	0	0	1	0	0%